

1930年代における送炭調節の展開(1)

北澤, 満

九州大学大学院経済学研究院 産業・企業システム部門 経済システム講座 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/10598>

出版情報 : 経済学研究. 72 (5/6), pp.183-201, 2006-05-30. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

1930年代における送炭調節の展開 (1)

北 澤 満

- 1 はじめに
- 2 当該期における石炭需給構造の概観
- 3 1934年度における送炭調節
- 4 1935年度における送炭調節 (以上、本号)
- 5 1936年度における送炭調節 (以下、次号)
- 6 1937年度(前半)における送炭調節
- 7 おわりに

1 はじめに

本稿は、1930年代における石炭産業カルテルの活動のうち、特に送炭調節に焦点をあて、その制度的変遷と調節の実態を解明することを課題とする。1921年における石炭鉱業連合会(以下、連合会と略)設立以後の石炭産業カルテルの動向については、先行研究によって、かなりの部分が解明されてきた¹⁾。しかし、多くの研究は、昭和恐慌期におけるカルテルの再編、お

よび石炭産業の重要産業統制法(以下、重産法と略)指定までを主たる対象としており、それ以後についての研究はほとんど進んでいない²⁾。

そうした状況のなかで、丁振聲による重産法施行以後における「石炭独占組織」の研究は、1930年代半ば以降の石炭産業カルテルを論じた、数少ない研究の一つである。ただし、同論文は、限られた紙幅のなかで石炭価格統制と並行して送炭調節について論じており、制度的変化などへの言及が十分であるとは言い難い。また、同論文に限ったことではないが、重産法との関わりを重視するあまり、石炭需要の持続的な増加とそれへの対応という側面のみに着目して、当該期の送炭調節を論じている傾向がある³⁾。送炭調節は、1930年代に全面化した販売統制の基礎となる部分であり、これを確定的に位置づけられないことには、両大戦間期における石炭市場構造を把握することは困難である。

1) 代表的な研究として、松尾純広「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」(橋本寿朗・武田晴人編著『両大戦間期日本のカルテル』東京大学出版会、1985年)、宮島英昭「1930年代日本の独占組織と政府」『土地制度史学』第110号、1986年、丁振聲「重要産業統制法下における石炭独占組織の市場統制政策」『社会経済史学』第59巻第4号、1993年、荻野喜弘「石炭鉱業の展開」(『福岡県史』通史編・近代・産業経済(二)、2000年、365～583頁)、新鞍拓生「大正末期から昭和初期にかけての石炭業カルテル資料」『エネルギー史研究——石炭を中心として——』第18号、2003年などが挙げられる。

2) 石炭鉱業連合会による記念誌(奥中孝三編『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』石炭鉱業連合会、1936年)も、多くの資料を含んでいるが、叙述の対象は1935年前半までである。

3) 荻野も、1933年度以降、「石炭市場をめぐるカルテル活動は、炭況不振対策という局面から石炭不足のもとでの市場統制という局面へと移行していく」と展望している(同、前掲論文、477頁)。また、筆者の旧稿(北澤満「1930年代における北海道炭礦汽船株式会社と三井財閥」『経済科学』第51巻第1号、2003年)も、おおよそ同様の認識である。なお同論文にも、送炭調節規定の解釈について曖昧な部分がある。本稿の叙述の通り、訂正したい。

本稿では、先行研究の問題点を克服し、戦間期における送炭調節の全容を解明するために、1934年1月～1937年9月というごく短い期間に分析対象を限定し、頻繁な制度変化とその要因について検討する⁴⁾。当該期の送炭調節では、連合会内の意見調整のみでなく、中小炭鉱企業団体である筑豊石炭鉱業互助会（1936年より石炭鉱業互助会と改称。以下、互助会と略）⁵⁾との交渉も、非常に重要であった。この点にも留意しつつ、1920年代および昭和恐慌期の送炭調節と当該期の調節が、いかなる部分で異なっているのか、論証していく⁶⁾。

2 当該期における石炭需給構造の概観

1933年までの送炭調節の推移、および昭和恐慌後における石炭需給構造の変化については、既に多くの先行研究が言及している⁷⁾。それらに依拠しつつ、本稿の分析対象時期に至るまでの送炭調節の制度的変遷について確認し、1934～37年における石炭需給・貯炭高・炭価の推移を概観する。

4) 実証にあたっては、三井鉱山株式会社・三菱鉱業株式会社において保存された連合会の報告資料、両社を中心とした炭鉱企業の経営内部資料、および昭和石炭の報告資料を主として利用する。

5) 1934年に筑豊以外の中小炭鉱が加盟した際に、九州石炭互助会と改称したとする記述がある（藤井伊蔵「石炭統制と互助会の存在」『石炭鉱業互助会報』第1巻第3号、1936年、22頁）が、後述する連合会と互助会の「覚書」では、1935年にも「筑豊石炭鉱業互助会」の名称が用いられている。同会の名称変更に関する経緯については、詳細は不明である。また、これに先立つ1933年3月には、九州石炭鉱業懇話会が設立されている。

6) なお、昭和石炭を中心とする価格統制、および販売統制については別稿を期したい。

7) 荻野、前掲論文、446～478頁、丁、前掲論文、4～9頁、など。

(1) 送炭調節の概観—1933年度まで—

1920年恐慌の影響による炭況の悪化を受けて、主要石炭業者が協議し、1921年における送炭調節の実施および連合会の設立などを含む協定がなされた。石炭鉱業連合会は、1921年10月に筑豊石炭鉱業組合・北海道石炭鉱業会・常磐石炭鉱業会を基盤として設立され、22年までに佐賀・宇部などの地方組織が加入した。組織のない地方の企業および炭鉱（三池・高島など）は、単独会員として参加している。連合会の決議機関は評議員会であり、執行機関は理事会であった。送炭調節に関しては、連合会が全国的な協定をまとめ、それに基づき地方組織が各々統制を行うという形式をとった。この組織構造は、基本的には1930年代に至っても変わらなかった。

連合会の設立に先立ち、1921年5月より送炭制限が開始された。九州は前3ヶ年平均、北海道・常磐は前年度の送炭高に、新坑および需要増加予想高を加算したものを基準数量とし、それに対して筑豊その他17%・北海道20%・常磐12.5%の送炭制限を加えた。この数量が送炭調節高となる。当初は協定違反に対する罰金などの制裁は設定されなかった。

1922～24年度の間は、基準数量は前年に準じて設定されたが、制限率は緩和された。この時期には、調節高が実送高に対して高めに設定されたこともあって、両者の乖離が大きくなった。

1924年には送炭調節の効果が疑問視されるに至り、一旦撤廃された。ただし、同年には撫順炭輸入数量に関する協定が締結され、翌年より実施されることも決定している。

自由送炭となった1925年には、送炭が増加する一方で需要は不振であり、貯炭は急増した。連合会は、同年中に再び送炭調節を行うことを決議した。翌1926年度の送炭調節では、調節高

表1 全国送炭調節高・実送高比較

	調節高	実送高	実送高- 調節高
1926年度	25,283	25,133	-150
1927年度	27,823	26,438	-1,385
1928年度	27,838	26,371	-1,467
1929年度	26,810	26,846	36
1930年度	24,048	24,184	136
1931年度	21,065	21,322	257
1932年度	20,447	21,475	1,028
1933年度	23,109	22,398	-710

出所) 奥中孝三編『石炭鉱業連合会創立拾五年誌』(石炭鉱業連合会、1936年)。

注) 年度は1~12月。新加入等「別扱」炭鉱も含む。単位以下は四捨五入(以下同様)。調節高・実送高は、1933年度まで英トン表記である。

を1924年7月~25年6月の実送高と同一とすることとし、調節高超過数量1トンにつき50銭の特別賦課金が設定された。以後、特殊事情や需要増加見込に対する調節高増量や、需要減退に対する調節高削減などの措置はとられたが、大枠については昭和恐慌期まで大きな変更がなかった。1920年代後半以降の調節高・実送高の推移は表1の通りである。

昭和恐慌期には、調節高・実送高とも大幅に減少したが、なお一層の送炭制限の強化を主張する中小炭鉱と、大手との間で対立が生じた。結局、1930年に筑豊の中小炭鉱は互助会を結成し、それまでの母体であった筑豊石炭鉱業組合とは別行動をとることとなった⁸⁾(その後、1933年に筑豊石炭鉱業組合を脱退)。同会は、1932年に撫順炭輸入阻止運動を主導するなど、盛んに活動した。1930~32年度には、大幅な調節高の削減が実行されたが、前掲表1にみられる通り、超過増送⁹⁾も顕在化した。

1931年度には、超過増送分を翌年度の調節高基準数量に算入することが禁止された¹⁰⁾。この

8) 正確には、1930年4月に上嘉穂炭業会が結成され、同年9月に組織を筑豊全体に広げて、筑豊石炭鉱業互助会となった。

時期に至るまで、前述のように調節高の基準数量は前年度の実送高であったので、超過増送を行うことで、翌年度の基準数量を増加させることが可能であった。この規定は、1932年度も一旦は踏襲されたが、7月における送炭調節の改訂(大手筋による7月以降5%の調節高減少、特別賦課金の1円への引き上げ、1トン当たり50銭の減送奨励金設定など)に際して、再び「将来ノ権利トシテ認ムルコト」とされた¹¹⁾。しかし、1933年度の送炭調節規定では、再び超過増送分は「将来ノ権利トシテ認メサルモノトス」という規定が加えられた¹²⁾。この規定に関しては、1934年度以降も修正が繰り返されている。

昭和恐慌期には、全国的な販売統制機関の必要性が認識され、1932年11月に昭和石炭株式会社が設立された。昭和石炭に株主として参加した企業は11社であり、1934年に沖ノ山炭鉱・東見初炭鉱・杵島炭鉱・東邦炭礦が参加した¹³⁾。同社は、諮問機関である協議員会(協議員は株主各社より1名ずつ出席)を中心に、株主の石炭販売(価格・数量)を統制する一方、その際に収集した販売先のデータをもとに需要高を予測し、こ

9) 「超過増送」とは送炭調節に関する資料用語で、調節高を超過して送炭を行うことを指す。他に、超過送炭、超過実送などの用語が使用される場合があるが、本稿では上記の行動について「超過増送」と、統一して記述する。

10) 「石炭連合会関係」自昭和二年至昭和七年(三井炭山株式会社所蔵、三井文庫寄託資料)。以下に引用する同社所蔵資料は、全て三井文庫寄託資料であるので、記述を略す。

11) 同上資料。

12) 「石炭鉱業連合会報告」自昭和八年度至昭和九年度(三井炭山株式会社所蔵)。

13) 1935年における株主は、後掲表9の各社と沖ノ山炭鉱・東見初炭鉱および常磐石炭販売株式会社に参加した諸企業である。当初株主として参加した大倉炭業は、1935年に北海道の茂尻炭鉱を三菱炭業に売却し、昭和石炭より脱退した。三井物産は、蔵内炭業および早良炭業産出炭の販売者として、参加している。

表2 石炭需給 (1934~1937年度)

(単位:千トン)

		1934年度上期	1934年度下期	1935年度上期	1935年度下期	1936年度上期	1936年度下期	1937年度上期	
需 要	内地	内地陸上	14,226	16,741	14,858	17,957	17,208	19,497	19,041
		内船焚料	1,779	1,640	1,861	1,916	1,896	1,932	2,045
		内地需要計	16,005	18,381	16,719	19,873	19,104	21,429	21,086
	輸 移 出	移出	334	365	391	410	471	473	487
		輸出	524	471	568	538	518	492	582
外船焚料		343	394	446	269	370	278	396	
	外地需要計	1,201	1,230	1,405	1,217	1,359	1,243	1,465	
	需要合計	17,206	19,611	18,124	21,090	20,463	22,672	22,551	
供 給	外地	移入炭	226	189	308	257	736	426	870
		輸入炭	1,652	1,805	1,456	1,666	1,702	1,701	1,773
	内地	非協定炭	2,304	2,791	2,654	3,352	2,845	3,388	3,587
		連合会	11,764	12,979	12,325	14,056	13,999	15,781	14,982
		互助会	1,417	1,481	1,390	1,531	1,405	1,447	1,366
		協定炭計	13,181	14,460	13,715	15,587	15,404	17,228	16,348
		内地送炭計	15,555	17,301	16,369	18,939	18,249	20,616	19,935
	供給合計	17,433	19,295	18,133	20,862	20,687	22,743	22,578	
	需給差引	227	-316	9	-228	224	71	27	

出所) 昭和石炭株式会社「第十五回協議員会協議事項」昭和十年一月二十五日、「百十六回協議員会協議事項」昭和十年五月二十八日、「第百九十二回協議員会協議事項」昭和十一年八月二十四日、「第二百十一回協議員会協議事項」昭和十二年九月十五日、「第四十回協議員会協議事項」昭和十三年二月二十三日。

注) 有煙炭のみ記載。上期=4~9月, 下期=10~3月。いずれも、表示した需給調査時点以後に、数値の微調整を行った可能性がある。

れを連合会に提供した。同社の設立以降、特に調節高の決定方法は、大きく変化していく。

1933年度には、需要の増加によって、三次にわたって調節高が緩和され、移輸出および外国船焚料炭の別扱いが決定されたが、それに際しては昭和石炭が関与している。

(2) 1934~37年における石炭需給・炭価・貯炭高の推移

まず、当該期における石炭需給を確認する(表2)。石炭は、季節商品でもあるので、上期(不需要期)と下期(需要期)の差は大きいですが、通年でみると1934年度~37年度には需要は順調に増加した。国内外の船舶焚料(内船焚料・外船焚料)や、移輸出は漸増状態であり¹⁴⁾、主たる需要増加は内地陸上炭であった。重化学工業全般について、需要は増進していたが、先

行研究は、特に化学産業と金属産業の伸びがめざましかったことを指摘している¹⁵⁾。

これに対して、供給側も内地送炭が中心であった。1934年度上期における内地送炭は約1,556万トンであり、供給合計に対する比率は89.2%であった。1937年度上期でも、88.3%と、その比率は大きく変化しなかった。内地送炭の大部分を占めるのは、連合会と互助会の送炭からなる協定炭、すなわちカルテルに参加する企業の産出炭である。協定炭の供給合計に対する比率は、1936年度下期まで75%前後で推移している。このうち、連合会の比率は1936年度下期まで34年度上期の水準(60%台後半)を維持していたのに対し、互助会の供給比率は伸び悩ん

14) 船舶焚料の停滞は、戦間期における船舶のディーゼル化による(牧野文夫『招かれたプロメテウス』風行社、1996年、第5章を参照)。

15) 丁、前掲論文、4~8頁。丁は、1936年の金属産業・化学産業の伸びについて、「軍需産業における石炭需要の大幅な増加」に原因を求めているが、この点については判断を留保したい。ここでは、当該期において内地陸上炭を中心に大幅な需要の伸びがあったことを指摘するにとどめ、需要増加の内訳の解明については今後の課題とする。

だ(8%台から6%台へ)。

内地非協定炭は、1934年度上期には同様の比率が13.2%であり、1935年度下期に16%台へと急激に比率を上昇させたが、その後は伸びず、比率は停滞的に推移した。

輸入炭は1934年度下期以後、比率は減少している。これは撫順炭輸入が満州域内に振り向けられるようになったことによる。1920年代より常に大きな問題であった撫順炭輸入は、当該期に関しては重要性を減じていた。これに対して、急激に増加したのが移入炭であった。1934年度上期には約23万トンに過ぎなかったが、1937年度上期には87万トンへと急増している。移入炭の特徴は、上期に供給が多いことだが、これは当該期における急増の中心となった、樺太炭の地域的特性(冬場に送炭を行うことが困難)によるものである¹⁶⁾。

当該期における石炭需給を対照すると、1934年度下期・35年度下期に「需給差引」がマイナスとなっている。この分は貯炭の払い出しなどによって賄われたことになる。次頁図1の貯炭高によっても、このことが確認できる。

図1では、貯炭高のほか、送炭高および炭価¹⁷⁾の指数を表示している。送炭高は、直線的に増加しているわけではなく、需要期に増加し、不需求期には停滞するという傾向が、特に1934年度には強くあらわれている。炭価については炭価1を参照すると1933年に30%近く上昇してい

るが、その後の伸びはゆるやかであった。1933年以外は、炭価2も同様の傾向であった。すなわち、貯炭が急増している1934年の夏季に、炭価は大きく下落せず、同年末から1935年初頭、および1936年初頭の貯炭減少期に炭価が急騰することもなかった。

一見、非常に安定的かつ良好に推移したかに見える当該期の炭況であるが、その背後でいかなる送炭調節が実行されていたのかを、以下で検討していく。

3 1934年度における送炭調節

(1) 1934年1～10月

1934年1～12月にわたって実施される「昭和九年度送炭調節規定」は、1933年末に決定された。前年度からの主な変更点は、①移輸出炭および外国船燃料炭の特別扱いの廃止、②減産奨励規定の廃止、③超過増送数量を次年度の権利として認めること、④特別賦課金の引き下げ(1円から50銭へ)、などであった¹⁸⁾。①を除いて、いずれも送炭制限的措置の解除と理解できる変更である。①の変更が行われた理由は明らかではないが、後にみるように大量の移輸出が可能な企業は一部の大企業のみであったので、そうした不公平感からくる反発が作用したものと思われる。

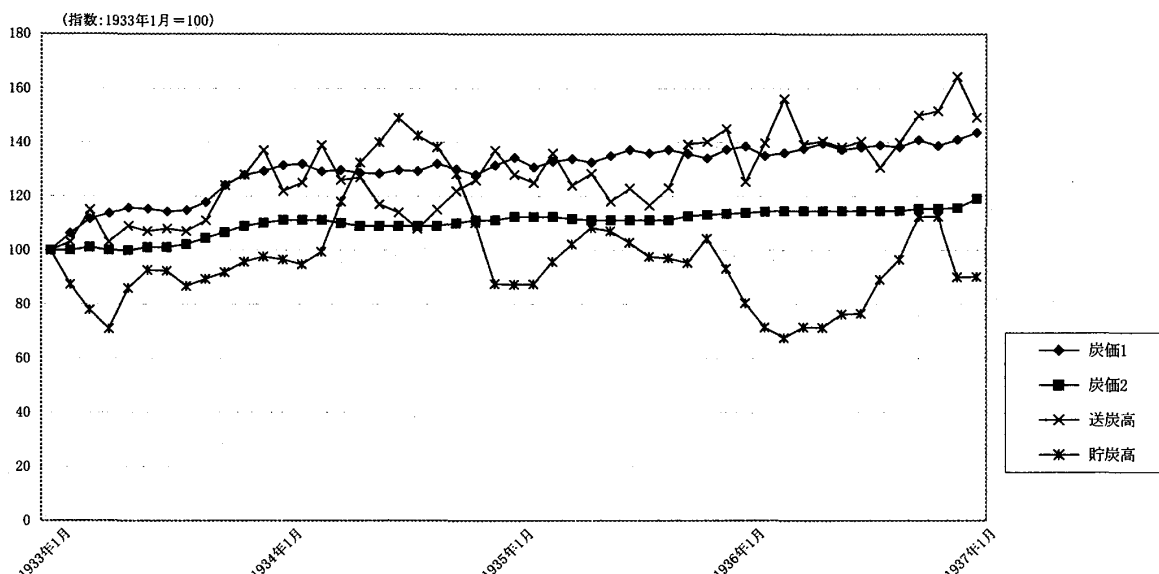
当初の調節高については、1933年度第三次緩和後の調節高を基礎として、年初の調節高を設定しており、大きな変更点はない。他に、規定の変更ではないが、1933年度末の需給逼迫状況を反映して、150万トン以内(1933年度の送炭調

16) 樺太炭の輸送事情については、三木理史「1930年代の樺太における石炭業」『アジア経済』第46巻第5号、2005年、9～12頁を参照。

17) 炭価1は昭和石炭の炭価データをもとにしており、当該期について最も信頼できるデータであるが、九州・北海道炭以外は表示していない。炭価2は、これに常磐炭(九北炭よりも低価格)を含んでいるが、全ての石炭取引を把握しているとは言い難く、やや信頼性を欠く。

18) 前掲「石炭鉱業連合会報告」自昭和八年度至昭和九年度。

図1 炭価・送炭高・貯炭高 (指数)



出所) 「第百六十回協議員会協議事項」昭和十一年七月十七日、「第六十回協議員会協議事項」昭和十二年三月十九日。

注) 炭価1——総合炭価指数表(九北炭本土売、昭和石炭統計課)
 炭価2——九北常磐炭13都市卸売値平均(商工省調)
 送炭高——日本製鉄・海軍炭を含む全国送炭(石炭鉱業連合会調)
 貯炭高——全国市場港頭貯炭(石炭鉱業連合会調)

節実績が判明した後に正式決定)の調節高特別増量が決定された。こうした調節案に対して、取り立てて大きな反対はなく、地方組織の意見もほとんどが調節高の増量要求であった¹⁹⁾。

しかし、前年度来の需要増加に対応して、各企業が着々と増産したことにより、1934年1月には、同年中の供給過剰が予想される状況となった。1934年1月12日に開催された三菱鉱業の「第一回石炭打合会」提出の資料によると、昭和石炭の予想では1934年中に100万トンの供給過剰、三菱鉱業の予想では180万トンの供給

過剰が見込まれており、「四、五月以降ハ供給過剰ニ転ズル見込ニテ炭況ハ峠ヲコシタルモノト見ルベク先行減産ノ心構ヘニ願度」と注意を喚起している²⁰⁾。

こうした懸念が高まるなか、連合会と互助会の間で送炭調節高に関する調停が行われた²¹⁾。この席では、①年初調節高に37万5,000トンを加算したものを、本年度調節高とすること、②特別賦課金を2円に変更すること、などを含む調停案が、出席者の間で了承された。連合会は、これを受けて3月には前述の特別増量150

19) 第175回石炭鉱業連合会理事会(1933年11月30日)における報告では、「無条件賛成」の会・組合・推薦評議員が糟屋・三菱唐津・岩屋・新屋敷・九州炭礦汽船・高島・北松浦・松浦であり、「条件付賛成」は、筑豊(調節高8万トン増量要求)、北海道(特別増量割当を1933年度送炭実績によって決定すること)、常磐(同増量割当を調節高の比率によって決定すること)、宇部(増量20万トン割当を要求)、三池(同25万トン割当要求)、松島(同4万トン割当要求)、であった(前掲「石炭鉱業連合会報告」自昭和八年度至昭和九年度)。

20) 三菱鉱業株式会社「石炭会議」自昭和六年至昭和九年(九州大学附属図書館記録資料館所蔵〔以下、記録資料館と略〕)。同会議には北海道各鉱業所の所長、小樽・室蘭など北海道内各支店の責任者などが出席し、炭況や炭練状況について議論している。

21) 同交渉は、1934年3月20~23日において、互助会の野上副会長・藤井常任理事他2名、連合会の松本会長・池上常務理事、昭和石炭の古田専務が出席して開催された(昭和石炭株式会社「第六十五回協議員会協議事項」昭和九年三月二十六日〔以下、同資料については「協議事項」と省略〕)。

万トンのうち、37万5,000トン进行分配し、残りは切り捨てることを提案した²²⁾。4月27日の連合会第13回定時評議員会総会では、調停案②の特別賦課金の2円への引き上げが提案され、年初に遡って変更することが決定されている²³⁾。

さらに不需要期に入る6月には、1934年6～10月における送炭制限が決定された。これに際しては、同年6月2日における互助会の連合会に対する「要望」が、影響を与えている。互助会側は、①調節期間を需要期(4～9月)・不需要期(10～3月)に2分割すること、②1934年6～9月について、1ヶ月30万トンずつ、合計120万トンの減産を行うこと、③同期間における調節高について、1ヶ月25万トンずつ、合計100万トンを減量し、その数量を同年10～12月の3ヶ月間に分割し、繰り下げ実行すること、④特別増量150万トンのうち、37万5,000トンを控除した残量112万5,000トンを撤廃すること、を要望した²⁴⁾。連合会側は、④については既に実行にむかっており、さらに6月13日に6～10月に至る5ヶ月間について、1ヶ月20万トンずつ、合計100万トンを調節高より減量することを決定するなど、概ね互助会の要望通りに対応した。また同日には、互助会の申し出を受け、調節高を超過した送炭高について、翌年度の調節高算定から除外することを、会・組合に通達した²⁵⁾。これによって、特別賦課金を覚悟の上で超過増送を行い、翌年の調節高を増加させるという手段が封じられた。

会談時には、互助会の要望に応じて、連合会と昭和石炭が同会加盟炭鉱産出炭を買い上げる契約も締結された。この契約については既に先行研究が指摘しているが、同年6～9月(第一次)約8万8,000トン、1934年11月～36年1月(第二次)約3万2,000トン、36年7～10月(第三次)約3万4,000トンの買い付けが行われた²⁶⁾。いずれについても、炭況に影響が出ないように、時期を見計らって昭和石炭株主が売却をおこなったが、常に昭和石炭・連合会側の損失が生じた²⁷⁾。不需要期に互助会系企業が安値売りを行うことを阻止するのと引きかえに、連合会・昭和石炭が補助金を交付する役割を果たしていたのである。この活動は、1936年における互助会石炭株式会社の設立につながった²⁸⁾。

こうした「恩恵」と引き替えに、互助会も連

26) 松尾純広、前掲論文、260～261、270頁。なお長廣利崇は、1934年1～10月において(互助会所属の)新手炭鉱が昭和石炭に販売した石炭が、同炭鉱販売高全体の3.3%に過ぎなかった事実を挙げ、同炭鉱がカルテルのアウトサイダー的存在であったことの論拠としている(同「戦間期小規模炭鉱の経営規模拡大」『経営史学』第37巻第2号、2002年、38～39頁)。しかし、昭和石炭は、基本的には販売数量の調整、炭価調節を行う機関であり、共販機関ではない。同氏が挙げた数字は、前述した1934年6～9月における昭和石炭・連合会による買い付けについての比率と推測される。同買い付けにおける新手炭についての支払い分は17,586.23円で、長廣の挙げた数字と近い(「第二百七十回協議事項」昭和九年十一月二十八日)。第二次買い付けに際しても、約6,500円が支払われている(「第二百六十七回協議事項」昭和十年十一月二十五日)。また、新手は後述する互助会送炭調節にも参加していたので、1934年度以降は「生産数量制限からの制約をほとんど受けず自由に生産を拡大」(同上論文、39頁)できたわけではなかった。

27) 第一次買い付けにおける損失は206,810円で、連合会が137,874円、昭和石炭が68,937円(円以下四捨五入、以下同様)を負担、第二次の損失は61,119円で、連合会が40,746円、昭和石炭が20,373円を負担、第三次は45,635円の損失で全額を連合会が負担した(「第二百六十七回協議事項」昭和十年十一月二十五日、「第百十四回協議事項」昭和十一年五月二十五日、「第六十八回協議事項」昭和十二年三月二十九日)。

22) 第180回石炭鉱業連合会理事会(昭和9年3月23日)において決議され、4月27日の第13回定時評議員会総会にて事後承認された(前掲「石炭鉱業連合会報告」自昭和八年度至昭和九年度)。

23) 前掲「石炭鉱業連合会報告」自昭和八年度至昭和九年度。

24) 同上資料。

25) 同上資料。

合会の送炭調節に参加することとなった。上記の石炭売買契約に際する覚書では、「互助会加盟鉱主ガ万一前記調節送出高ニ関シ打合ノ履行ヲ怠リ或ハ市場統制ヲ乱シ若クハ乱ス虞アル行為アリタルトキハ昭和会社ハ別紙契約〔昭和石炭・連合会による石炭買い上げのこと——引用者注、以下同様〕履行ノ義務ナキモノトス」と明記されている²⁹⁾。互助会の各年度における調節高は、表3の通りである。互助会側の資料ではないので、年度末の調節高かどうか確定できず、またこれに対応する実送高も不明だが、同表によれば調節高はほぼ横ばいであった。1935年度上期についての取り決めでは、定められた数量を超過した場合、同年度下期にその分だけ減送を求められるなど、連合会の送炭調節とは多少方法が異なっていたようである³⁰⁾。

互助会送炭調節では、全ての互助会送炭分が統制されていたわけではなく、現会員の新坑開発部分、および互助会新加入炭鉱分については「互助会非協定分」とされ、前掲表2では「非協定炭」扱いされていた。これらについては、いずれ互助会調節に参加することとなるはずなので、調節高の増加要因となるが、その一方で後述のように連合会加盟企業に合併される炭鉱

表3 互助会送炭調節

(単位:千トン)	
	調節高
1934年度	3,031
1935年度上期	1,446
1935年度下期	1,620
1936年度上期	1,395
1936年度下期	1,593

出所)「第百六十四回協議員協議事項」昭和十年七月二十三日、「石炭連合会関係」自昭和十二年一月至昭和十二年六月(三井鉱山株式会社所蔵、三井文庫寄託資料)、「石炭鉱業連合会調節委員会議事録」昭和十年以降(九州大学附属図書館記録資料館所蔵)。

注)送炭辞退や超過増送による減量分を控除した後の数値を表示している。

や、水害などにより減産した炭鉱があったため、全体としては停滞的に推移したのである。しかし、既存の炭鉱が当該期に大きく増産したわけではないことも、また事実であった。

次に、1934年6～10月に行われた連合会の送炭制限と、その影響について確認する。この送炭制限は、前掲図1にみられるような1934年初頭以来の貯炭増加を背景としている。ただし、貯炭増加は全国一律であったわけではない。これは、貯炭を港頭と坑所に分類し、かつ地方別に集計した表4によって一目瞭然である³¹⁾。港頭貯炭と坑所貯炭の合計値をみると、1934年1月以降九州はほぼ一貫して伸び続けている。同年1月と比較して、最大時の7月には2倍近くに達しており、確かに送炭制限の必要性がうかがわれる。これに対し、北海道の貯炭は1934年における最小時の2月と最大時の6月を比較しても、約13万トンの増加に留まっている。1934年度の送炭制限が、互助会の要請によって開始されたことは前述したが、同会をはじめ九州諸企業にとっては当然の制限であっても、北海道

28) 松尾、前掲論文、261頁。1936年度の連合会収支決算報告では、「互助会仮渡金」として625,000円が計上されている(石炭鉱業連合会「第十六回報告書」〔「石炭連合会関係」自昭和十二年一月至昭和十二年六月〕三井鉱山株式会社所蔵)。この資金が、互助会石炭の株式払込に充てられたものと思われる。同年12月26日には、連合会・昭和石炭による互助会石炭からの石炭買い付け契約(1937年1～4月、2万トン以内)が、締結されている(「石炭鉱業連合会議事録」昭和十二年自一月至六月〔記録資料館所蔵〕)。

29) 「第百三十七回協議事項」(昭和九年六月二十一日)。

30) 「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至同年十二月(三井鉱山株式会社所蔵)。1936年度上期には、定められた許容数量以上の超過があったため、下期は約2万トンの減量を求められた。

31) 貯炭の偏在性を明らかにするために、港頭と坑所のみ表示した。なお、図1は港頭貯炭と市場貯炭の合計値についての指数であり、坑所貯炭を含まない。

1930年代における送炭調節の展開 (1)

表4 貯炭高 (坑所・港頭)

(単位:トン、%)

	港頭			坑所				合計					
	九州	北海道	合計	九州	北海道	常磐	合計	九州	北海道	常磐	合計		
1933年1月	203,749	507,164	710,913	190,546	314,596	42,100	547,242	394,295	31.3	821,760	65.3	42,100	1,258,155
2月	164,732	379,897	544,629	150,827	301,624	42,196	494,647	315,559	30.4	681,521	65.6	42,196	1,039,276
3月	131,829	278,219	410,048	116,243	278,150	44,205	438,598	248,072	29.2	556,369	65.6	44,205	848,646
4月	104,586	256,394	360,980	141,002	266,902	50,273	458,177	245,588	30.0	523,296	63.9	50,273	819,157
5月	135,807	314,535	450,342	154,956	290,000	54,036	498,992	290,763	30.6	604,535	63.7	54,036	949,334
6月	173,929	331,422	505,351	164,043	268,550	52,313	484,906	337,972	34.1	599,972	60.6	52,313	990,257
7月	192,450	291,319	483,769	171,501	208,044	46,000	425,545	363,951	40.0	499,363	54.9	46,000	909,314
8月	176,680	234,740	411,420	175,206	163,424	34,600	373,230	351,886	44.8	398,164	50.7	34,600	784,650
9月	184,202	253,641	437,843	174,159	133,933	36,700	344,792	358,361	45.8	387,574	49.5	36,700	782,635
10月	204,102	291,128	495,230	156,456	112,485	30,200	299,141	360,558	45.4	403,613	50.8	30,200	794,371
11月	201,620	299,982	501,602	184,779	97,773	34,100	316,652	386,399	47.2	397,755	48.6	34,100	818,254
12月	241,737	246,547	488,284	167,048	84,511	31,000	282,559	408,785	53.0	331,058	42.9	31,000	770,843
1934年1月	286,582	244,678	531,260	240,677	91,534	26,000	358,211	527,259	59.3	336,212	37.8	26,000	889,471
2月	298,152	232,792	530,944	224,987	83,459	17,900	326,346	523,139	61.0	316,251	36.9	17,900	857,290
3月	331,862	251,871	583,733	266,319	82,746	23,500	372,565	598,181	62.6	334,617	35.0	23,500	956,298
4月	429,061	284,753	713,814	282,425	99,497	21,600	403,522	711,486	63.7	384,250	34.4	21,600	1,117,336
5月	484,092	318,689	802,781	316,842	121,618	32,600	471,060	800,934	62.9	440,307	34.6	32,600	1,273,841
6月	536,465	315,418	851,883	354,975	131,552	43,500	530,027	891,440	64.5	446,970	32.3	43,500	1,381,910
7月	556,125	296,651	852,776	374,094	145,636	60,500	580,230	930,219	64.9	442,287	30.9	60,500	1,433,006
8月	511,494	277,858	789,352	365,326	164,123	41,300	570,749	876,820	64.5	441,981	32.5	41,300	1,360,101
9月	479,607	296,385	775,992	359,628	138,308	31,100	529,036	839,235	64.3	434,693	33.3	31,100	1,305,028
10月	440,266	267,691	707,957	407,385	165,897	33,300	606,582	847,651	64.5	433,588	33.0	33,300	1,314,539

出所) 『筑豊石炭鉱業会月報』各月。

注) 1933年1~12月は英トン、1934年1月以降は仏トン表記。なお、1934年における九州の港頭貯炭高は、1935年1月に一括して修正されたが、本表はこの修正を反映していない。

の状況は異なっていた³²⁾。

各企業の増産体制が整った時期における送炭制限であったので、対応は困難を極めた。従来の調節高を遵守していても、急に減産を行うことは難しいが、例えば三菱鉱業では、そもそも調節高を3%程度超過する見込みで、年頭の送出炭計画を立てて実行していたため、計画の根本的な見直しを迫られた³³⁾。

それでも、この送炭制限の際には、各社とも

減産の努力をしたようである。表5は1934年における月毎の送炭高を示している。同年における「連合会合計」送炭高のピークは、制限前の3月であったが、これと最小時の8月とを比較すると、約25%送炭高が減少したことがわかる。この減産が主として送炭制限によるものであることは、「連合会合計」の「全国合計」に対する比率が、4%近く低下していることから明らかであろう³⁴⁾。

このように、連合会加盟炭鉱が急激な減産を行った背景には、二つの事情がある。第一に、互助会からの強い牽制があった。さきに引用した三菱鉱業の河出常務の挨拶では、1934年7月末に至っても貯炭が増加した際(前掲図1・表4参照)には、互助会が三菱鉱業に対して「昂然トシテ押寄セルニ至」り、「三菱ハ何故ニ権利高ニ依ラナイノデアルカト迫」ったという³⁵⁾。

また三井鉱山では、本店石炭主任より三池鉱業所長に対し、1934年5月17日付で「夏場貯炭増大を避くる為め差向き出炭抑制願度事」という通達が出されている³⁶⁾。ここでは、「[港頭貯

32) 表4によると、1934年夏季には九州の坑所貯炭が、前年の2倍以上の水準で推移している。これは各企業が送炭せずに、山元に留めることで特別賦課金の減少を図ったことが、主な要因である(「送炭制限関係 本店往復」自昭和八年十二月至昭和十一年三月〔三井鉱山株式会社所蔵〕)。坑所貯炭は、港頭貯炭と比較して需要家の目につきにくく、これが増加することによって港頭貯炭が相対的に減少すれば、炭価の引き下げ要因を隠蔽することにもなる。連合会が、1934年11月分より「市場統制ノ必要ニ基」き、坑所貯炭の公表をとりやめたこと(前掲「石炭鉱業連合会報告」自昭和八年度至昭和九年度)は、この効果を高めるものであった。

33) 3%程度なら「連合会、互助会方面ノ問題トナラズニ済ム」と、同社首脳部は考えていた(「場所長会議議事録」自大正十四年至昭和十年〔記録資料館所蔵〕、引用箇所は「昭和九年場所長会議議事録」の「河出常務ノ挨拶」)。

炭が漸増している現況で] 出炭は旺盛、送炭は超過と云ふ事では連合会其他関係先の思惑も如何かと案ぜられ] ること、さらに調節高超過などに対しては「大分seriousな問題の起る虞れ濃厚に有之」という状況にあることが報告された。出炭抑制を迫る互助会（および、それと利害をともにする連合会加盟企業）に対し、三井鉱山や三菱鉱業といった大企業が、従わざるを得ない状況にあったのである。

第二に、特別賦課金がこの年より2円に引き上げられたことが挙げられる。上述の三井鉱山本店主任発三池鉱業所長宛書簡では、「送炭超過に対しては毎匁二円もの莫大なる賦課金仕払を要する儀に有之」と賦課金の「莫大」であることを伝え、上述の「思惑」と併せて「四囲の事情、一として出炭増加に対し有利なるもの無之状態に御座候」と結んでいる³⁷⁾。北海道石炭鉱業会も、「賦課金ヲ単ナル制裁ト見做シ、一

躍四倍ノ高率ニ引上グル事ハ俄カニ賛成致シ難」いことを表明したが、統制上の見地からやむなく同意している³⁸⁾。

また、三菱鉱業では1930年代より月毎の山元原価（炭鉱における原価。港湾や市場までの輸送関係費や販売諸費を含まない）に、特別賦課金を繰り入れて表示している。1934年4月における大夕張の山元原価が1トン当たり4.133円であったのに対し、特別賦課金は0.4円であり、同7月には同じ数値が4.028円と0.355円であった³⁹⁾。全く計上されない月もあるとはいえ、これは非常に高い数値である。

丁は、1930年代において「賦課金は増送または減送を抑制するに有効な水準には必ずしも至ら」なかったとしているが⁴⁰⁾、2円への引き上げは相当に大きな影響を与えていた。加えて、調節高を超過した送炭については、次年度の調節高算定から除外されることにもなっており、超過増送を強行するメリットはほとんどなかった。

前掲図1で確認したように、送炭制限の実行によって、全体としては貯炭高が減少し、価格も安定的に推移した。しかし地域別にみると、特に北海道炭については、必ずしも当初より供給過剰とはなっておらず、そこへ九州炭と同様

34) もちろん、各社とも減産にのみ努力したわけではなく、上述した坑所貯炭の積み増しのよう、外見上は送炭が減少するような工夫も行っていった。例えば三井鉱山は、1934年5月に三池鉱業所のコークス原料炭を、山焚料（自家用炭）として調節からの除外を認めるよう陳情し、これに成功した。1934年（1～12月）調節高に含まれる三池鉱業所コークス原料炭は約17万トンに上った（前掲「送炭制限関係本店往復」昭和八年十二月至昭和十一年三月）。表5の「連合会（三池）」は、これを除外した数値である。その後三井鉱山は、一時物議を醸した九州共同火力使用の三池炭についても、基本的に山焚料炭扱いとすることとなった（「送炭制限関係本店往復」自昭和十一年三月至十一年十二月〔三井鉱山株式会社所蔵〕）。1937年度上期における三池の山焚料および山焚料送炭予定数量は約64万トンとなり、全国合計の約4割を占めた（前掲「石炭連合会関係」自昭和十二年一月至昭和十二年六月）。なお、九州共同火力設立までの経緯については、荻野喜弘「1930年代初期の福岡県大牟田における電力融通問題」『経済学研究』第71巻第2・3合併号、2004年を参照。

35) 前掲「場所長会議議事録」自大正十四年至昭和十年。

36) 前掲「送炭制限関係本店往復」自昭和八年十二月至昭和十一年三月。

37) 同上資料。

38) 北海道炭礦汽船株式会社「五十年史資料・第七編 北海道鉱業会関係」（北海道炭礦汽船株式会社所蔵、三井文庫寄託資料）。

39) 三菱鉱業株式会社「月報」（三菱マテリアル株式会社所蔵、三菱史料館寄託資料）。

40) 丁、前掲論文、32頁。同氏は超過増送に対する「有効な抑制力として働くための特別賦課金の適切な水準」として、荒木東一郎の論文を典拠に「3円50銭」としている。しかし、荒木は本人も言うように「石炭問題に関しては真の素人」であったし、論文のもととなった特別講演実施時（1935年1月）における送炭調節の実態についても正確に把握できていない。3円50銭という数字に、いかほどの根拠があるのか、相当な疑問が残る。

1930年代における送炭調節の展開 (1)

表5 1934年月別送炭高

(単位:トン、%)

	筑豊炭			北海道炭			三池炭			全国合計		
	連合会(筑豊)	比率		連合会(北海道)	比率		連合会(三池)	比率		連合会合計	比率	
1月	1,080,302	72.7	573,752	531,293	92.6	154,259	154,259	100.0	2,528,091	1,999,952	79.1	
2月	1,088,430	74.4	605,176	561,188	92.7	155,960	155,451	99.7	2,583,541	2,046,383	79.2	
3月	1,232,888	74.2	664,775	618,130	93.0	169,481	169,067	99.8	2,869,843	2,273,172	79.2	
4月	1,122,302	73.6	587,620	546,983	93.1	159,720	159,118	99.6	2,601,814	2,046,506	78.7	
5月	1,121,693	71.4	583,533	547,092	93.8	152,002	151,746	99.8	2,628,824	2,030,410	77.2	
6月	1,042,763	70.8	559,768	516,014	92.2	147,126	146,977	99.9	2,418,582	1,843,865	76.2	
7月	984,737	69.8	556,050	503,600	90.6	131,793	130,849	99.3	2,348,110	1,761,730	75.0	
8月	914,075	71.2	522,587	470,038	89.9	135,736	135,345	99.7	2,238,085	1,696,620	75.8	
9月	961,597	72.7	595,544	540,141	90.7	126,883	126,657	99.8	2,385,040	1,846,790	77.4	
10月	1,034,627	71.4	597,407	538,504	90.1	144,495	144,444	100.0	2,524,481	1,938,315	76.8	
11月	1,104,475	72.4	577,155	524,750	90.9	149,906	149,723	99.9	2,746,596	2,007,220	73.1	
12月	1,201,773	70.6	623,269	564,612	90.6	153,001	152,729	99.8	2,830,187	2,138,880	75.6	
合計	12,889,662	72.2	7,046,636	6,462,345	91.7	1,780,362	1,776,365	100	30,703,194	23,629,843	77.0	

出所) 『石炭時報』各月。

注) 連合会退会や、注34に記した三池炭についての修正を経た後の、数値を採用した。

「筑豊炭」・「北海道炭」・「三池炭」・「全国合計」には、燧石・類似炭・沈殿炭・山焚料送炭および石炭鉱業連合会に加入していない炭鉱の送炭を含む。「連合会合計」には、別扱いされている炭鉱分を含まない。

表6 1934年度送炭調節実績

(単位:トン)

	1934年1~10月			1934年10月~1935年3月						1934年度合計		
	調節高	実送高	差引	当初調節高	25万吨特別増量	昭和実数統制	改訂調節高	実送高	差引	調節高	実送高	差引
筑豊	7,625,011	7,652,375	27,364	4,051,303	99,122	7,756	4,158,181	4,101,868	-56,313	11,783,192	11,754,243	-28,949
北海道	5,092,743	5,372,983	280,240	2,701,608	72,925	5,624	2,780,157	2,812,173	32,016	7,872,900	8,185,156	312,256
常磐	1,442,133	1,416,123	-26,010	776,418	18,939	-18,939	776,418	751,457	-24,961	2,218,551	2,167,580	-50,971
宇部	1,495,486	1,494,975	-511	889,228	20,357	0	909,585	874,825	-34,760	2,405,071	2,369,800	-35,271
三池	1,346,720	1,473,913	127,193	745,329	19,858	4,447	769,634	789,643	20,009	2,116,354	2,263,556	147,202
その他	2,123,178	2,073,374	-49,804	1,019,220	18,799	1,112	1,039,131	1,081,913	42,782	3,162,309	3,155,287	-7,022
合計	19,125,271	19,483,743	358,472	10,183,106	250,000	0	10,433,106	10,411,879	-21,227	29,558,377	29,895,622	337,245

出所) 「石炭鉱業連合会関係」自昭和九年十二月至昭和十年十一月(三井鉱山株式会社所蔵、三井文庫寄託資料)。

注) 北海道の数値は新坑分(調節に含まれない)を差し引いていない。連合会新加入炭鉱は含まない。

の制限を加えたので、局地的に需給が逼迫した。例えば、三菱鉱業小樽支店では、1934年7月上旬における同社の美唄炭・大夕張炭について「各炭ノ窮迫言語ニ絶シ既ニ約定引受口ノ荷渡ニモ大支障ヲ来シ居リ」という状況であったと報告しており⁴¹⁾、取引先も取捨選択しなければならぬような事態に陥っている。こうした現象が、1935年度以降の制度変更の伏線となっていることにも留意しなければならない。

1934年度(1934年1月~1935年3月)の送炭調節実績は、表6の通りである⁴²⁾。同年度には、杵島・東邦などの有力企業が連合会に新加入したが、当座は別扱いとされ、この年度については全体の数量にも加算されていないので、

除外した。1934年1~10月における調節高に対する超過は、全体で約36万トンであり、特に北海道(約28万トン)、三池(約13万トン)が多かった。

しかし、この期間における調節高超過は、以前とは性格を異にする。1934年度における特別賦課金の支払いは約141万円であった。この金額は、昭和恐慌期で、超過増送も盛んに行われた1932年度の約99万円を大きく上回った⁴³⁾。前掲表6に明らかなように、1934年10月~1935年

43) 石炭鉱業連合会「第十二回報告書」、「第十四回報告書」(前掲「石炭鉱業連合会報告」自昭和八年度至昭和九年度、「石炭鉱業連合会関係」自昭和九年十二月至昭和十年十一月〔三井鉱山株式会社所蔵〕)。ただし、1934年度分の特別賦課金については、翌年度「精算ノ結果」修正の必要が生じ、約20万円を払い戻している(石炭鉱業連合会「第十五回報告書」〔前掲「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至十二月〕)。なお連合会の会計年度は4~3月なので、この期間に徴収された金額が計上されている。

41) 三菱鉱業株式会社「石炭旬報」昭和九年(記録資料館所蔵)。

42) 調節期間を1~12月から、4~3月に改めるにあたって、過渡的措置として1934年度は15ヶ月となった。

3月は、全体として調節高を下回る実送高に留まっているので、この賦課金の多くが、1～10月期によるものとみてよい。しかも、この超過分は、次期以降の調節高算定には含まれないのである。前述のように、調節高を厳守するために減産を重ねた上での超過であった。結果として、この調節高超過は市況の悪化を招かなかつたが、三井鉱山などは責任を問われたく、釈明の文書を連合会に提出している⁴⁴⁾。

(2)1934年10月～1935年3月

10～3月は、通常は石炭の需要期であるが、当該期については厳格な送炭調節の実行が継続された。1934年11月12～13日に開催された連合会理事会において、①「理事各社ハ調節ヲ励行厳守スルハ勿論理事以外ノ会員一般ニ対シテモ励行ノ徹底ヲ期スル様協力スルコト」、②「十年度上期ノ超過増量ハ将来ノ権利トシテ認メザルコト」などが、「理事会申合せ」として決定された⁴⁵⁾。この「申合せ」を受けて、三井鉱山本店商務部長は、各鉱業所長に対して、「〔1934年〕十月迄ノ超過ハ不問ニ附シテ差支ナキモ（但シ罰金支払ハ要ス）十一月ノ三月五ヶ月間

ノ調節高ハ理事会申合せ^④〔前述の「申合せ」のこと〕ニヨリ絶対的ニ厳守ヲ要シ申候」という指令を出していることから、強い影響力を持ったことがわかる。そして同「申合せ」は、これに先立つ互助会の「申出」に対する応答であった。上記「申合せ」の最終項には、「互助会ハ前記第一項〔上記①のこと〕ノ理事会申合せニ信頼シ別紙同会申出事項（一）ノ（ハ）並ニ（三）ヲ一先ヅ撤回スルコトニツイテハ万一連合会ニ於テ自九年十一月至十年三月調節又ハ十年度上期ノ調節励行ヲナサズ超過増送ノ結果市況ヲ悪化セル場合ハ更ニ重大ナル申出ヲ為スベキ旨ノ提議アリタルニ対シ理事会ハ之ヲ諒トスルコト」とある。引用文中にある「別紙申出事項」の「（一）ノ（ハ）」は、1934年10月～1935年3月の送炭調節において、「従来ノ实例ニ徴シ送炭ノ超過ハ到底免レザルベキヲ以テ」昭和石炭調査の需要見込から、予め20万トン減額することを要求している。（三）は「調節励行ノ為メ罰金重課ノ件」であった。超過数量2%まで2円、5%まで3円、5%以上5円とするか、超過した場合全送炭高に対して罰金を賦課する等の方法を列挙している。これらの項目は撤回されたが、相当に厳しい内容を含んでいた。大手企業の超過増送を、絶対に許さないという互助会側の決意のあらわれといえよう。

当該期における送炭調節実績（前掲表6）を検討すると、全体として2万トンほど、実送高が調節高を下回っている。超過したのは北海道・三池とその他であったが、北海道は1%、三池は2.5%程度の超過であった。前掲図1や表2にみたように、当該期において貯炭は急減し、炭況は良好であったため、互助会から「更ニ重大ナル申出」はなされなかったようである。

44) 三井鉱山株式会社送炭調節連合会宛「三池送炭超過ニ就キ御了解願度件」昭和九年十一月九日（前掲「送炭制限関係 本店往復」自昭和八年十二月至昭和十一年三月）。この書簡によると、三池炭は「可ナリ多数量」を輸出および外船燃料に振り向けられており、日本国内の事情によって供給を減少させることは、国際関係からみても不適當であること、それにも関わらず減送に努め、外国炭を買い入れて海外売りに応じるなどの「非常手段」をとったが、結局調節高を超過してしまったことを主張している。こうした三井鉱山の陳情が、翌年度以降の移輸出および外国船燃料の別扱いへとつながっていく。

45) 前掲「送炭制限関係 本店往復」自昭和八年十二月至昭和十一年三月。当該期における連合会理事は、三井鉱山・三菱鉱業・北炭・古河・磐城炭礦・貝島太市・住友炭礦・沖ノ山・麻生・藤本閑作・入山採炭・明治であり、ほぼ昭和石炭株主と一致している。

前掲表6の「25万トン特別増量」とは、互助会側から1934年度送炭調節高に対する供給不足予想25万トンについて、連合会に提供の申し出があり、連合会内で按分したものである⁴⁶⁾。ただし、「将来ノ調節基準決定ニハ無関係トスルコト」という文言が含まれており、翌年度以降は互助会側に権利が戻るようになっていた。また、特別増量のうち、昭和石炭株式会社株主に割り当てられた分については、同社が実行している実数統制の方法に一任されることとなった。その結果が、「昭和実数統制」という項目の数値である。実数統制とは、送炭不足の株主があった場合、他の株主がこれを補う制度で、翌年の九北炭数量統制に引き継がれていく。当該期においては、常磐に割り当てられた特別増量約1万9,000トンが供給不可能となり、他の地域の昭和石炭株主が補っている。前述したように1934年1～10月における送炭制限は、北海道地方の炭鉱にとって必要以上の負担となっており、昭和石炭の実数統制は、それによって生じた需給の逼迫を解消するための一つの手段でもあった⁴⁷⁾。

当該期には、北海道石炭鉱業会が同地方所属企業の調節高増量のために、調節高全国融通を連合会に対して求めた(1934年11月22日)⁴⁸⁾。こ

の時点では、会・組合内での融通は認められたが、それ以外では認められていなかった(九州地方は「特種ノ事情」により、同地方内会・組合間での融通を認められていた)。この要求に対し、連合会は各組合・地方の意見を求めた(北海道以外)が、賛成はほとんどが北海道に炭鉱を所有する三井・三菱・住友などの関係炭鉱であったのに対し、反対したのは筑豊・常磐・宇部・糟屋・岩屋・杵島であった⁴⁹⁾。筑豊石炭鉱業会(1934年に名称変更)は、「北海道鉱業会提案ニ係ル送炭調節高ノ全国融通ハ地方部会、組合ノ存在ヲ無視スル結果トナル点アリテ遺憾ナリ」とする決議を行っている⁵⁰⁾。

こうした反対論のために、調節高全国融通の全面的な制度化は見送られたが、同時期には個別の調節高融通の請求も行われた。1935年1月19日には、住友の忠隈(筑豊石炭鉱業会所属)および北松浦(直接連合会に所属)の調節高を、北海道の住友へと融通すること、2月23日には松島(直接連合会に所属)の調節高を、北海道と筑豊の三井鉱山へと融通することの提案がなされた⁵¹⁾。住友の申し出については、筑豊石炭鉱業会・北海道石炭鉱業会の意見を集約した上で、連合会での再議となった。筑豊では、全国融通の際と同様、慎重に討議を進めたようであるが、結局2月18日の常議員会でこれを認めることを決議した⁵²⁾。その後、三井鉱山の要求も認められており、個別の地方間融通は、1935年度以降に活発化していくこととなる。

46) 「特別増量ニ係ル件」昭和十年二月一日(前掲「石炭鉱業連合会関係」自昭和九年十二月至昭和十年十一月)。互助会側の供給不足は、高松炭鉱を引き継いだ日本炭礦の方針(不良坑の採掘を中止し、新規開坑を行う)による(「第十一回協議事項」昭和十年一月二十一日)。この一件に関する日本炭礦の方針については、同社の経営に携わった興相友兼の回想録(同『忘れ得ぬ其日』〔九州大学記録資料館編『石炭研究資料叢書』第27号、2006年所収)、83頁)を参照。

47) この点については、既に丁が指摘している(丁、前掲論文、20頁)。

48) 前掲「石炭鉱業連合会報告」自昭和八年度至昭和九年度。

49) 前掲「石炭鉱業連合会関係」自昭和九年十二月至昭和十年十一月。

50) (筑豊石炭鉱業会「常議員会決議録」昭和九年四月至昭和十年三月、直方市石炭記念館所蔵)。

51) 前掲「石炭鉱業連合会関係」自昭和九年十二月至昭和十年十一月。

52) 前掲「常議員会決議録」。

4 1935年度における送炭調節

まず、1935年度送炭調節における制度上の変更点を確認する。同年度の送炭調節高の決定にあたっては、「会、組合、其他ノ九年度調節高並ニ自八年十月至九年九月一ヶ年実送高ニツキ夫々比率ヲ算出シ右比率ノ平均ヲ以テ、自十年四月至十年九月六ヶ月間及自十年十月至十一年三月六ヶ月間ノ各期加盟炭送炭推定所要高ヲ按分シタル数量ヲ以テ十年度上期並ニ下期ノ調節高」とすることとなった⁵³⁾。この調節高の決定方法は、丁が指摘したように、「^{増送力}超過増によるシェア拡大の効果を部分的に認めるものと理解できる⁵⁴⁾。しかし、一見して明らかなように、超過増送によるシェア拡大の効果はあくまで「部分的」であり、1920年代とは異なる。また、さきにみた「互助会申出事項」でも、「十年度調節ニ関スル件」として、「実送高ノ一半ヲ調節高決定ノ基準ニ採用スルハ超過増送奨励トナル惧アルヲ以テ主義トシテハ反対ナレドモ十年上期ダケハ試験的ニ之ヲ認ムルコト」とし、「同期ノ成績次第ニテ下期ニ対シテハ更ニ考慮ヲ求ムルコトアルベシ」との但し書きが加えられている⁵⁵⁾。

もう一つ重要な点は、移輸出および外国船燃料が、再び別扱いとなったことである。表7は1935年度における送炭調節実績をあらわしているが、「外地」と表示されている部分が、これにあたる。上期・下期とも、三池が実送高合計

の3分の1以上を占めている。他の地域でも三井鉱山・三菱鉱業など財閥系企業の比率が高く、1935年度の「外地向送炭予想数量」では三井系3社（三井鉱山・太平洋・松島）で約45%、三菱系（三菱鉱業・飯塚・九州炭礦汽船・雄別）で約27%であった⁵⁶⁾。1933年度は、これについて特別賦課金免除とされたが、1935年度上期には予定量を超過した場合、50銭の賦課金と定められた。この変更により、特に三池の場合、前掲表6にみたように、1934年度全体では約15万トンという大幅な超過を記録したのに対し、1935年度には「内地」の超過が上期は無し、下期で1万トン程度と、大幅に改善された。

送炭調節から切り離される部分がある一方で、新たに沈殿炭の送炭が統制されることとなった。沈殿炭とは本来的には「洗炭後ノ汚水中ニ含有セラルル微粉炭ヲ沈殿セシメテ回収シタルモノ」を指し、従来は山焚料炭（自家用炭）とともに送炭調節から除外されていた。しかし、その品質・販路・価格などは区々であり、「中ニハ優良ナルコークス原料又ハセメント用トシテ販売セラレ」、一般炭の販路を奪うなどの問題が生じた⁵⁷⁾。

1934年11月の連合会理事会において、翌年度より沈殿炭の調節を行うこととし、昭和石炭に意見が求められた。昭和石炭側は、基本的には調節の必要を認めながらも、①「沈殿炭」と称するもののなかには、本来一般炭とすべきもの

53) 前掲「送炭制限関係 本店往復」自昭和八年十二月至昭和十一年三月。

54) 丁、前掲論文、29頁、注12。ただし、丁は1934年度についても超過増送を調節高に入れることができた、と認識している。

55) 前掲「送炭制限関係 本店往復」自昭和八年十二月至昭和十一年三月。

56) 「石炭連合会関係」自昭和十一年一月至昭和十一年三月（三井鉱山株式会社所蔵）。外地向けについては、「調節高」ではなく、「予想数量」という語を用いた。なお三井系の場合、三井物産の買付け炭（早良鉱業・蔵内鉱業）を加算すると、全体の5割を越す。

57) 「沈殿炭調節問題研究報告」（「第三十二回協議事項」昭和十年二月十五日）。セメントについては、小野田セメントの使用数量が相当に多いことが、上記資料において名指して指摘されている。

1930年代における送炭調節の展開 (1)

表7 1935年度送炭調節実績

(単位:トン)

	1935年度上期								
	調節高			実送高			実送高-調節高		
	内地	外地	合計	内地	外地	合計	内地	外地	合計
筑豊	4,156,237	211,175	4,367,412	4,177,248	211,332	4,388,580	21,011	157	21,168
北海道	3,012,276	207,748	3,220,024	3,012,342	296,303	3,308,645	66	88,555	88,621
常磐	812,998	0	812,998	781,149	0	781,149	-31,849	0	-31,849
宇部	1,050,319	2,659	1,052,978	1,045,186	1,389	1,046,575	-5,133	-1,270	-6,403
三池	459,668	397,022	856,690	459,642	443,306	902,948	-26	46,284	46,258
その他	1,574,097	261,320	1,835,417	1,577,816	279,851	1,857,667	3,719	18,531	22,250
合計	11,065,595	1,079,924	12,145,519	11,053,383	1,232,181	12,285,564	-12,212	152,257	140,045

(単位:トン)

	1935年度下期										
	調節高			実送高			実送高-調節高				
	内地	特増割当	内地合計	外地	合計	内地	外地	合計	内地	外地	合計
筑豊	4,794,238	28,184	4,822,422	199,802	5,022,224	4,835,401	216,424	5,051,825	12,979	16,622	29,601
北海道	3,457,061	29,625	3,486,686	206,217	3,692,903	3,522,571	251,942	3,774,513	35,885	45,725	81,610
常磐	1,011,741	971	1,012,712	0	1,012,712	994,434	0	994,434	-18,278	0	-18,278
宇部	1,116,048	11,442	1,127,490	2,572	1,130,062	1,127,546	0	1,127,546	56	-2,572	-2,516
三池	550,764	4,298	555,062	384,111	939,173	566,525	372,646	939,171	11,463	-11,465	-2
その他	1,884,122	0	1,884,122	226,154	2,110,276	1,860,431	250,312	2,110,743	-23,691	24,158	467
合計	12,813,974	100,000	12,913,974	1,018,856	13,932,830	12,906,908	1,091,324	13,998,232	-7,066	72,468	65,402

出所)「石炭連合会関係」自昭和十一年一月至昭和十一年三月、「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至十二月(三井鉱山株式会社所蔵、三井文庫寄託資料)。

注)「その他」に、「別扱」炭鉱を含む。「外地」には、移輸出および外国船舶の燃料炭が含まれる。

も含まれており、その区別が重要であること、

②本来の沈殿炭の送炭を厳しく制限することは、汚水をそのまま放流することになり、「鉱害問題ノ如キモノ迄招来スル懸念」があることを指摘した⁵⁸⁾。

これらの意見がどのように消化されたのかは不明であるが、1935年4月より試験的に沈殿炭調節が試みられた。調節の方法は一般炭と同様であったが、1935年度は調節高超過に対して賦課金は徴収されず、36年度より50銭と決定された⁵⁹⁾。沈殿炭調節の推移は表8に示した。いずれの期も、予想と実績に大きな隔たりがあった。地方別にみると、筑豊の比率が一般炭の場合よりも高い。特に麻生は、1936年度上期においては最大の実送高であった。これは、中・下級炭を中心とする同社の販売戦略と関連がある

と思われる⁶⁰⁾。

また、1935年度は、先行研究が指摘しているとおり、連合会内に調節委員会が設置され、昭和石炭による「九北炭数量統制」(以下、「数量統制」と略)が全面化した時期でもあった⁶¹⁾。これらの措置がとられた背景には、前年度における局地的な供給不足があった。前述のような、特別賦課金の増額、互助会側の圧力によって、超過増送は著しく減少することとなったが、他方で局地的には供給不足も現出することとなった。

連合会は調節委員会を設置し、需給状況の変化に対して、調節高の特別増量、送炭制限などの措置により、弾力的に対応できる体制を整えた。調節委員会は「石炭鉱業連合会々長、同理事全員並ニ評議員若干名ヲ以テ之に充テ会長ヲ議長トス」とされ、その決議は「評議員総会ノ決議ニ代ハル効力ヲ有スルモノトス」と規定さ

58) 同上資料。

59) 「沈殿炭扱送炭取扱方ノ件」昭和十年四月三十日(前掲「石炭鉱業連合会干係」昭和九年十二月至昭和十年十一月)。

60) 麻生の石炭販売については、新鞍拓生「麻生商店の石炭販売」『経済学研究』第65巻第3号、1998年、69~107頁を参照

61) 丁、前掲論文、20~22頁。以下の調節委員会・数量統制に関する記述は、同論文を参照しているが、同論文には後述のように事実誤認が散見される。

62) 前掲「石炭連合会関係」自昭和十一年一月至昭和十一年三月。

表8 沈殿粉炭の統制

		1935年度上期		1935年度下期		1936年度上期	
		予想	実績	予想	実績	予想	実績
筑豊	三菱鉱業	20,254	17,220	33,000	22,557	33,000	32,429
	貝島	26,300	16,875	22,100	22,545	23,630	19,418
	三井鉱山	36,183	35,499	39,100	41,084	42,700	35,292
	明治	5,450	4,331	5,600	4,160	5,700	4,937
	麻生	34,551	26,899	30,326	33,940	37,754	36,789
	古河	5,400	4,520	4,070	4,861	7,100	4,787
	住友	0	0	600	0	0	0
	その他	1,000	0	900	890	1,560	56
	合計	129,138	105,344	135,696	130,037	151,444	133,708
北海道	北炭	25,391	2,686	12,000	2,708	6,000	4,916
	三井鉱山	3,750	4,583	29,000	7,816	0	9,138
	住友	100	15	600	45	9,000	111
	太平洋	600	780	1,100	1,069	10,700	1,431
	三菱鉱業	0	0	1,507	521	600	14,801
	東邦	0	0	0	0	2,180	0
	その他	1,800	0	0	0	0	0
		合計	31,641	8,064	44,207	12,159	28,480
	三池	7,000	4,732	7,200	5,239	8,800	6,977
	常磐	5,440	2,580	2,960	2,478	4,980	4,453
	宇部	4,000	0	1,500	0	0	0
	その他	80,411	63,230	89,300	73,561	166,640	71,571
	合計	257,630	183,950	280,863	223,474	360,344	247,106

出所) 前掲「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至十二月、「石炭鉱業連合会議事録」自昭和十・十一年(九州大学附属図書館記録資料館所蔵)。

注) 1935年度上・下期の実績は内・外地合計、36年度上期は内地のみ。

れた⁶²⁾。これ以後、評議員会は、調節委員会の決定を事後的に承認する機関となった。1935年3月31日における評議員数は、筑豊石炭鉱業会14、北海道石炭鉱業会10、常磐石炭鉱業会5、宇部鉱業組合3、糟屋鉱業組合3、推薦評議員12で、合計47名(社)であった。このうち、調節委員に選出されたのは、筑豊3、北海道2、常磐2、糟屋1、推薦評議員2の合計10名(社)で、決議機関が実質的に大幅にスリム化し、機動力を増した⁶³⁾。

次に、実際に調節高に対して送炭不足が生じた場合の対応が問題となる。送炭不足に対して罰金を課す方法もあるが、出し惜しみであればともかく、変災など如何ともし難い場合も多いし、短期的には解決にならない。送炭調節を継続する以上は、調節高を融通するしかないが、一時的な変災によって調節高を減量されること

は、どの企業にも抵抗がある。この問題を解消すべく、昭和石炭によって案出されたのが、数量統制である。これは、昭和石炭統制規約第七条(各株主ノ販売数量ノ比率ハ石炭鉱業連合会ニ於テ決定セラレタル数量ニ基キ算出セル各株主ノ其年度内ノ送炭調節高ニ拠ルモノトス)に関する申し合わせであった⁶⁴⁾。

この申し合わせによれば、数量統制の運用は以下の通りである。まず連合会より割り当てられた送炭調節高に対して送炭不足が予期される株主は、その旨を昭和石炭に申し出て、増産する余力のある企業がこれを引き受ける。こうした調整を経た後の数量を送出割当数量とする

63) 石炭鉱業連合会、前掲「第十四回報告書」。なお、奥中編、前掲書、5～6頁掲載の「石炭鉱業連合会規約」における評議員数は、筑豊19人、北海道9人(三菱鉱業による茂尻合併により、1人減)、常磐6人、宇部4人、糟屋3人であった。

64) この数量統制(統制規約第七条に関する申し合わせ)の他に、「九北炭支店別数量統制」(資料によっては、これも「九北炭数量統制」と記載されている)も同年4月より実施された。丁、前掲論文、20～22頁の記述は、この両者を混同している。いずれも需給一致を目指すものであり、無関係とはいえないが、前者は送炭高(送出高)に、後者は地方毎の荷渡し調整に主たる眼目があり、区別されねばならない。本稿の焦点は、送炭調節の実態にあるので、以下の「数量統制」に関する記述は、前者についてのみ対象とする。

(第1項)。昭和石炭は、この送出割当数量をもって各株主の荷渡割当数量とする(第2項)。実送高が送出割当数量を超過、または不足する場合は(連合会の特別賦課金とは別に)1トンあたり50銭の特別賦課金を昭和石炭に支払う(第3項)⁶⁵⁾。年度途中に変災など不可抗力による送炭不足が生じた場合、株主は昭和石炭に申し出、第1項と同様の手順により送出割当数量の修正が行われる(第4項)⁶⁶⁾。

数量統制の際に増減するのは、連合会の定めた調節高ではない。既得権益としての調節高はそのまま、それを基準にしつつ、実態に対応した送出割当数量が増減するのである。次期には、再び調節高を基礎に送出割当数量を決定することとなる⁶⁷⁾。

問題は、なぜ連合会ではなく、昭和石炭の株主に対して数量統制が適用されたのか、ということである。考えられる要因として、まず、送炭不足の場合の伝達経路の違いがある。連合会の場合、連合会→地方毎の会・組合→各企業という経路によって伝達がなされるのに対し、昭和石炭の場合は協議員会において、直接株主企業間で割当高の融通を行いうる。

しかし、後述のように数量統制は、翌1936年度より連合会の送炭調節に適用されている。必

ずしも、1935年度からの適用が不可能であった、ということはないであろう。前述した北海道石炭鉱業会提案の調節高全国融通が却下されたのと同時期に、昭和石炭で数量統制が企画されたことを考えあわせると、連合会と昭和石炭の意思決定手続きの差によるものも大きかった。昭和石炭の協議員会は、ほぼ毎日開催されるのに対して、連合会の理事会は月1回程度、評議員総会は年に2回程度であり、これを補うために調節委員会が設けられたとはいえ、まだ機能していなかった⁶⁸⁾。

昭和石炭による数量統制の実態については、表9に示した。正式名称が「九北炭数量統制」であるように、昭和石炭株主のうち、九州炭・北海道炭を産出する企業のみが対象となっている。宇部と常磐については、両者が小口需要・家庭用炭を中心としていて、他の株主と競合する部分が小さいことから、除外された。「期初調節高」に対する「期末調節高」の増減は、連合会の送炭調節によるものであり、期末調節高は次期調節高算定の基礎となる。「期末送出割当数量」と「期末調節高」の差が、昭和石炭株主のみの増減であり、数量統制の結果とみなすことができる。

ここで注目すべき点は、調節高が上期約8万トン、下期約14万トンの増加を示しているのに対し、割当高は昭和石炭株主全体で1万トン以下の増減に留まったことである。期末に昭和石炭株主の調節高のみが大幅に増加するようなことは、他の連合会員や互助会の賛同を得られな

65) ただし、定められた量までの超過増送または送炭不足については許容された(丁、前掲論文、28~29頁、注5)。これは、後述する「アラウアンス」と同様の措置である。

66) 「昭和株主九北炭数量統制に係る申合せの件」昭和十年五月九日(前掲「送炭制限関係 本店往復」自昭和八年十二月至十一年三月)。

67) 丁論文の表7(丁、前掲論文、21頁)では、1935年度上期の数量統制によって「改定内地調節高」が約9万トン増加したことになっている。これは、調節高の増量と、送出割当数量の増量を混同している。昭和石炭株主のみで行われる数量統制によって、調節高が10万トン近く増加することを、互助会や他の連合会会員が許容するはずがない。

68) 1934年度における評議員総会は、定時と臨時1回ずつ、理事会は13回開催された。1935年度は、評議員総会は同様であり、理事会は11回だが、調節委員会が2回開催された。ちなみに、第一回調節委員会は1935年3月1日であった(石炭鉱業連合会、前掲「第十四回報告書」、「第十五回報告書」)。

表9 九北炭数量統制(内地分のみ)

(単位:トン)

	1935年度上期				
	期初調節高	期末調節高	期末送出割当数量	調節高増減	割当数量-期末調節高
三菱鉱業	2,143,618	2,145,742	2,161,390	2,124	15,648
三井鉱山	1,679,822	1,686,042	1,696,481	6,220	10,439
北炭	1,222,300	1,220,575	1,220,575	-1,725	0
明治	803,830	803,830	803,830	0	0
貝島	748,657	748,657	758,486	0	9,829
住友	600,494	601,254	600,059	760	-1,195
古河	531,546	606,546	592,854	75,000	-13,692
麻生	428,777	428,777	434,128	0	5,351
三井物産	339,903	339,903	318,092	0	-21,811
杵島	275,381	275,381	269,213	0	-6,168
東邦	160,441	160,441	170,152	0	9,711
合計	8,934,769	9,017,148	9,025,260	82,379	8,112

(単位:トン)

	1935年度下期				
	期初調節高	期末調節高	期末送出割当数量	調節高増減	割当数量-期末調節高
三菱鉱業	2,500,374	2,532,435	2,579,328	32,061	46,893
三井鉱山	1,964,609	1,984,492	2,022,572	19,883	38,080
北炭	1,341,991	1,370,080	1,376,239	28,089	6,159
明治	924,846	924,846	860,846	0	-64,000
貝島	862,716	901,961	927,034	39,245	25,073
住友	690,301	700,038	710,544	9,737	10,506
古河	678,576	678,576	652,576	0	-26,000
麻生	492,095	497,190	501,405	5,095	4,215
三井物産	417,645	417,645	402,645	0	-15,000
杵島	300,987	305,511	311,334	4,524	5,823
東邦	246,227	245,615	205,516	-612	-40,099
合計	10,426,777	10,558,389	10,550,039	138,022	-8,350

出所)「第二百七十三回協議員会協議事項」(昭和十年十二月二日)、「第六十一回協議員会協議事項」(昭和十一年三月二十日)、「第一百回協議員会協議事項」(昭和十一年五月二十日)、前掲「石炭連合会関係」自昭和十一年一月至昭和十一年三月、「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至十二月。

注) 外地分からの振替を含まない。一部推計値を含む。特に杵島と東邦は、増減の数値が実際の動きと一致しない。これは両社が連合会において「別扱」であることの影響と考えられる。大倉(上期に茂尻を三菱に売却し、昭和石炭を脱退)分は、年度当初より三菱鉱業に加算している。

かったであろう。

上期から検討していく。「調節高増減」の大部分を占めたのは、古河による互助会所属の宮尾炭礦買収に伴う調節高の増量(7万5,000トン)であった(互助会系炭鉱の買収については後述)。他に浅野(昭和石炭の株主ではない)の減送分の融通(合計約7,000トン、北海道石炭鉱業会所属の諸企業が引き受け)、北炭と三井鉱山の間での融通(北炭から三井鉱山へ5,000トン融通。下期には反対に、三井鉱山が北炭へ5,000トン融通)が、調節高の変更であった。これに対し、送出割当数量の融通は、同年6~7月に生じた筑豊地方の大水害による減送分の融通が中心であった⁶⁹⁾。三井物産の約22,000ト

ン、古河の約14,000トンなど、合計4万トン近くが減送され、三井鉱山・三菱鉱業などがこれを引き受けている。

下期の「調節高増減」は、需要増加による10万トンの特別増量(特増)割当が中心である(前掲表7参照)。こうした特別増量は、調節高に比例して按分されるのが基本であるが、水害や変災によって被害を受けた明治・三井物産・東邦などはほとんどこの増量を受けなかった。割当数量の増減は、上期よりも著しい。特に明治の64,000トン⁷⁰⁾、古河の2万6,000トンの減送が大きかった。この期も、筑豊の三井鉱山・三菱

69) この水害により古河目尾が大浸水をうけて5日間操業を中止、明治第一坑が坑内水激増のため事業を縮小した。他に互助会系炭鉱の被害は500万円以上に上ったという(筑豊石炭礦業史年表編纂委員会編『筑豊石炭礦業史年表』西日本文化協会、381頁)。

70) 明治は前述の水害で被害を受けたほか、同年10月25日赤池のガス炭塵爆発(死者83名)という大事故をひき起こした(筑豊石炭礦業史年表編纂委員会編、前掲書、383頁)。この変災による送炭減少については、第200回連合会理事会(1935年11月25日)の決議事項として提案されている(「石炭鉱業連合会議事録」昭和十・十一年〔記録資料館所蔵〕)。

鉱業が中心となって減送分を引き受けたが、次に多かったのは、調節高第3位の北炭ではなく貝島であった。大きな減送が生じたのは筑豊地方の企業であり、これらと同一地方の企業を中心に、増送を行ったのである。

このように昭和石炭の株主全体として、変災などによる減送分を補うことができた。しかし、連合会による送炭調節では、あくまで地方毎の調節高が基準となっており、三井鉱山・三菱鉱業のように送出割当を多く引き受けた企業は、調節高を超過することになる。これについては、昭和石炭より連合会に賦課金免除の陳情を行っている⁷¹⁾。

最後に、前掲表7に戻って、内地送炭調節について確認しておこう。上期は、前述した方法により調節高が決定された上で、住友・三井鉱山による九州—北海道間の調節高融通など、調整が行われた。その後、取り立てて大きな制限も調節高の増量もなかったが、全体として12,000トンほどの不足となった。常磐が3万トン以上不足していることが主たる原因で、同地方はこれ以降常に大幅の送炭不足を記録するこ

ととなる。他方、前年に調節高を超過した三池と北海道は、内地の超過がほとんど無かった。三池については前述したが、両者とも外地について大きく超過していることが特徴である。

下期も、上期同様の手続きにより調節高が決定された。1936年2月には、昭和石炭の送炭不足予想に基づき、10万トンの特別増量割当があったが、昭和石炭株主分は、前述のように数量統制によって処理されている。結果として常磐の諸企業は、これをほとんど引き受けなかった。ほぼ同程度の調節高を有する宇部の1割以下である。また、筑豊地方において連続的な変災があったにもかかわらず、同地方の実送高は調節高を超過した。同地方における減送分は、地方内で対応できていた。この期は常磐とその他の地方の減送が大きく、これによって全国で約7,000トンの不足となった。他方、北海道は特増割当量が最大であったが、内地の超過増送も最大であった。

(以下、次号)

〔九州大学大学院経済学研究院 助教授〕

71) 丁、前掲論文、22頁に、1935年12月に免除を申し入れたとされている。しかし、実際に免除されたのかどうかは、確認できなかった。ただし、1935年度下期分の特別賦課金計算表を見る限り、免除された形跡はない(前掲「石炭鉱業連合会」自昭和十一年四月至同年十二月)。また、前年の実数統制に対する賦課金免除も提案されたが、見送られた(前掲「石炭鉱業連合会干係」昭和九年十二月至昭和十年十一月)。